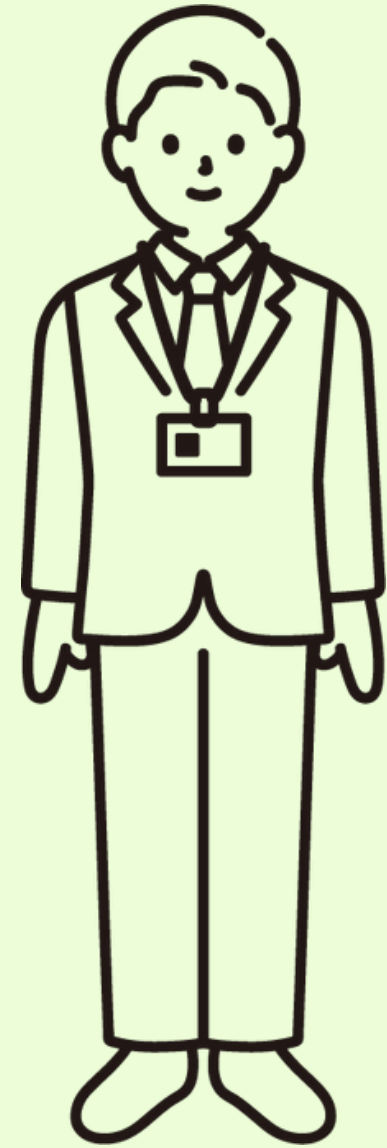


令和5年中、令和6年中ともに合計所得48万円超かつ定額減税対象外 (令和6年度住民税所得割 & 令和6年分所得割0円)

【調整給付】



●R5年中合計所得金額48万超

- ・ 令和6年所得税額（推計）：30,000円…①
- ・ 令和6年度住民税所得割：0円…②

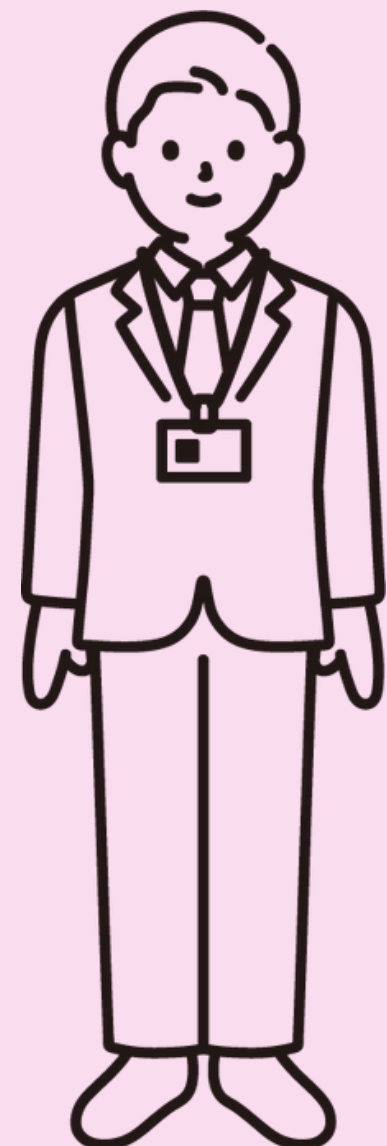
【定額減税可能額】

所得税：30,000円…① 住民税：10,000円…②

【調整給付算出額】

$(\text{①} + \text{②}) - (\text{①} + \text{②}) = 10,000\text{円} \cdots \text{調整給付額}$

【不足給付】



●R6年中合計所得金額48万超

- ・ 令和6年所得税額（実績）：0円…①
- ・ 令和6年度住民税所得割：0円…①

【定額減税可能額】

所得税：0円…① 住民税：0円…②

【調整給付算出額】

$(\text{①} + \text{②}) - (\text{①} + \text{②}) = 0\text{円} \cdots \text{控除不足額}$

控除不足額－調整給付額＝0円…不足給付額

令和6年分合計所得金額48万円であるため、税法上の扶養親族とはならず、令和6年度住民税及び令和6年所得税額（実績）が0円であるため、定額減税を適用することができない

調整給付では、定額減税可能額から算出された10,000円が給付された。しかし、不足額給付では、令和6年度住民税及び令和6年所得税額（実績）が0円となり、定額減税を適用することができなくなった。そのため、不足額給付も対象外となり、本人としては、定額減税が40,000円分あるにもかかわらず、10,000円しか恩恵を受けていないため、不足となった30,000円を支給する。